

第 12 回大阪市市民活動推進審議会

日時 平成 22 年 2 月 19 日（金）午後 1 時 00 分～午後 3 時 00 分

場所 大阪市役所 屋上階会議室

《出席委員》（委員・五十音順）

相川委員 有田委員 早瀬委員 廣田委員

松浦委員 山内委員 山田委員

《本市出席者》市民局長 安全・市民活動担当部長 市民活動担当課長

市民活動担当課長代理、市民活動担当係長

《傍聴状況》1 名

《当日資料》資料 1～4、参考資料

開会

（資料の確認）

（山内会長）

大阪市協働指針【基本編】のパブリック・コメントを実施しまして、資料 1 にもありますように、一般から 9 件のご意見をいただき、大阪市の職員の皆さまからも意見をいただいております。

一旦事務局で内容の整理をしていただき、2 月 11 日に指針のワーキング部会を開催して、ご意見に対しどういった対応をするかということをご検討いただき、ワーキングの検討を踏まえた答申案を作成いただきました。ワーキング部会の皆さま、お疲れ様でした。

整理した内容につきまして、事務局よりご説明をいただきたいと思っております。

（市民活動担当課長）

事務局のほうから、大阪市協働指針【基本編】のパブリック・コメントに対するご意見等につきまして、ご説明させていただきたいと思っております。審議会の考え方と大阪市の考え方というものを示しております。事務局の方でご報告させていただきますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

概要につきましては、山内会長よりご説明いただきましたので、内容から入らせていただきます。

まず、この時点で申し訳ありませんが、修正が入っております。資料 1 を 1 枚めくっていただいたところの大阪市の考え方でありまして、ここの一番下に（関係局と調整中）とありますが、審議会開催の直前になって返答がありましたので修正したものを紙ではさんでおります。

具体的に申し上げますと、細かい部分ではありますが、2 行目の地域社会の社会を削除するところと、下の行の「安心して生活を送れる社会」の送れると社会の間に「共生」という文言が入っております。この部分の修正ということで、資料とは別に紙で挟んでおります。

それではご説明に入らせていただきますが、パブリック・コメントに対する回答としては、

この資料のような形で公表していきたいと考えております。

表の見方としては、表の左端の「該当箇所」という部分は、ご意見をいただいた方が、このページのこの部分にご意見をいただいたところをそのまま書かせていただいております。

「意見本文」につきましては、いただいたご意見をそのまま載せております。

「意見要旨」につきましては、本文の中から事務局が読み取って、こういうことを意見としていただいているというところを記載しております。

「対応」につきましては、ページの欄外に数字を入れて意味を書いておりますが、というのが、意見を反映ということで、いただいたご意見を本文に反映して、追加や削除をして修正を加えるというものであります。

のすでに記述済みにつきましては、いただいたご意見が既に本文に反映されているものです。

の今後更に検討につきましては、今後【実践編】を作っていく中でご意見を検討していくという風にしております。

の行政施策として取組み中または今後取組む予定につきましては、大阪市の施策へのご意見という捉え方で、行政の施策として取組んでいる、または今後取組む予定であるものをとしております。

につきましては、いただいたご意見につきましては、ご要望等であるということで、意見として受け止める形ということで、意見として受け止めるが反映しないという形にさせていただいております。

早速でございますが、いただいたパブリック・コメントのご意見を読み上げさせていただいて、審議会としての考え方、大阪市の考え方を続けて読み上げてまいります。資料3の本文と合わせてご覧いただきご確認をお願いいたします。

まず、最初のご意見であります。4ページの2から4行目と19から21行目でございます。意見の本文を読ませていただきます。

『「地方自治体において、・・・説明責任を果たしていく必要が出てきました。」・・・「市民が主体的に地域の課題に取り組む機会が増えることで、住民自治が深まり、・・・市民主体のまちづくりの展開につながっていきます」と積極面が書かれておりますが、残念なことに、これまでの市政の中で、障がい者の自立支援施設の建設に際し、建設反対の市民運動が展開された不幸な歴史があったことも明記しておく必要があると思います。市民参画や合意形成が、必ずしも協働で前向きに進まないことがあったことは事実であり、「市民主体のまちづくり」と言った場合、乗り越えることができていない「差別の垣根」が存在することも明記しておくべきです。』

意見要旨の1つ目としては、『障がい者の自立支援施設の建設に際し、建設反対の市民運動が展開されたという過去の事象を明記すべきである。』

二つ目は、『市民参画や合意形成が必ずしも協働で前向きに進まなかったことは事実であり、「市民主体のまちづくり」といった場合、乗り越えることができていない「差別の垣根」が存

在することを明記すべきである。』といったご意見であります。

対応としては、行政施策として取組み中または今後取り組む予定と 意見として受け止めるが反映しないということにしております。

審議会としての考え方としては、『ご意見のとおり、1 ページの「協働指針」策定の趣旨にも少し触れておりますが、近年、各地で「協働」の必要性が叫ばれ、実践も行われながらも、その「質」は千差万別であり、うまくいかない事象もあります。適正な「協働」を推進するためには、あらゆる情報の提供や十分な話し合いによる相互理解などの原則を徹底させることが必要であると考えております。そのためにも、本指針を策定し、市職員の協働に対する意識を醸成するとともに、市民と行政が協働への認識を共有する必要があると考えます。』としております。

大阪市としての考え方としては、『本市においては、障害のある人もない人も地域で安心して生活が送れる共生社会の実現をめざしています。しかしながら、ご意見にあるような事象があったことは事実であり、障害のある人が地域で自立して暮らしていくためには、理解不足から生じる偏見や差別をなくすことが重要です。そのため、本市では、地域の課題を地域全体でとらえ、障害や障害のある人について正しく理解し、障害のある人との交流を進めるなど地域に根づいた人権教育・啓発を推進しています。』としております。

次のご意見であります。該当箇所については、本文の4 ページ下から6 行目から5 ページの1 行目に掛けての(3)の『「協働」と既存の施策との違い』の部分であります。

意見本文であります。『女性の立場から、意見を申し上げます。

行政と市民団体の関係は、従来の「アウトソーシング」ではなく、「対等の立場」であることは賛成です。今後さらに、まちづくりのパートナーとして「対等の立場」で協働したいと思えます。

さて、わたしたちは、自分たちの住むまちを、潤いと安らぎのあるまちにするため、行政からの指導をいただきながら「種から育てる地域の花づくり事業」を展開しています。

しかし、市内にはたくさんの公園がありますが、設計・管理などは行政(公園事務所)主体で行われているのが現状です。

公園に行くたびに、ここに「こんな花壇があったらいいなあ」とか「こんな水の回廊があったらいいなあ」とか感じます。

また反対に「こんな施設はいらんで」とか「こんな公園では憩えない」などを感じる場合もあります。

公園は市民の憩いのための公園ですから、公園を新設・改修される場合は、どんどん地域の意見を入れていただきたいと思えます。

また、各公園に「市民花壇」のスペースを設けていただきたいと思えます。

市民も努力をおしまみませんので、協働による公園づくりを進めていただきたいと思えます。』

意見要旨としましては、『行政と市民団体「対等な立場」で協働したい。「公園づくり」につ

いても協働を進めてほしい。公園の新設・改修をする場合、行政主体の設計・管理ではなく、「市民花壇」の設置など地域・市民の意見を取り入れてほしい。」ということでございます。

対応としましては、大阪市に対するご意見ということで、行政施策として取組み中または今後取組み予定としております。

審議会としての考え方については空欄とさせていただいて、大阪市としての考え方としては、『ご意見のとおり、「対等な立場」での協働は大原則であると考えており、行政主体ではなく、市民参画・合意形成の仕組みを強化することが「市民が主体のまちづくり」の展開につながると考えております。

ご意見にあります「公園づくり」についても、すでに本市と住民のみなさんとの協働による取組みを進めております。

その事例といたしまして、公園計画の最初の段階から、住民のみなさんに参加していただき、話し合いによって出されたアイデアや希望を反映しながら計画をまとめていく「わくわく公園づくり」事業や、地域の公園の一角で住民のみなさんが自主的に花壇づくりとその維持管理を行っていただく「ふれあい花壇」事業などがあります。』としております。

次のご意見であります。該当箇所としては6ページの「第2章 協働する意義(期待される効果)」の部分であります。

意見本文としては、『取組みに当たっては、「情報公開」を徹底して頂きたい。』ということでございます。

対応につきましては、すでに記述済みと 今後更に検討としております。

審議会としての考え方ですが、『協働推進にあたっては、行政と市民活動団体双方の情報公開は大原則と考えております。

9ページの「第4章 協働の原則と成立要件」の中で少し触れておりますが、12ページの<全体を通じて>にもあるように、全体のプロセスにおいて透明性の確保が何より重要であると考えており、【実践編】においては、ガイドラインや情報公開についても更に検討していく予定です。』としております。12ページの 全体を通じて の最初の3行のところの「情報を公開し、説明責任を果たす必要があります。」という部分と、13ページの「今後のステップ」のところ、【実践編】を策定していく中で、ルールとして(ガイドライン、情報公開等)を検討していくという部分がありますので、そこを差して考え方としております。

次のご意見ですが、該当箇所としては第4章の9ページ11行目から22行目のところと、10ページの8行目、11ページの4行目のところにご指摘を受けております。

意見本文としましては、『市民活動と行政の協働推進の「原則」として、「市民活動団体が委託に参入できる仕組みづくり」「公募を原則とした仕組みづくり」「協働の要件を満たせば参画できる機会の創出」「企画立案の段階から参画する仕組みづくり」「わかりやすい情報提供」「行政の協働のパートナーとしての市民活動の認識」などが列記されておりますが、原則といいながら、少しわかりにくい、どういうふうに取り扱ったらと思えるような内容が一部にあると思います。この文章の中に意味が込められているのかもしれませんが、あえて、以下の2点につい

て、原則の中に明記いただきたいと思います。原則に「相互理解」を明記する。行政側が市民活動との協働を考える際、市民活動の本質を十分認識し、理解し、尊重することがよりよい協働関係構築のために重要であります。協働する行政と市民活動、双方の積極面や消極面を理解し合い、お互いがどのような役割を果たすかを明確にすることが協働の原則ではないでしょうか。現実のところ、現在、市民と行政が協議する場合は「ガイドライン」というものがあって、せめられたものとなっています。このような仕組みの中で、市民活動と行政の協働推進が本当に進むのかどうか不安です。次項の「準備段階」には「相互理解」も明記されていますが、「原則」に明記し、「相互理解」を促す「協議」の場づくりなど、新たな枠組みを作るべきではないでしょうか。原則に「自主性の尊重」を明記する。「準備段階」に「市民活動団体の自主的な能力の向上」という形で明記はされていますが、協働にあたっては、公共的課題に対して弾力的に対応できるなど、市民活動のもつ積極面を十分活かすことが大切であり、行政は市民活動の自主性や主体性を尊重し、市民活動に干渉しないことを原則とすべきであります。ただし、自主的な能力向上については、否定するものではありません。』となっております。意見要旨としまして、三つの点をまとめております。

一つ目は、『「原則」が列記されているが、わかりにくい。』

二つ目は、『行政・市民活動団体双方がお互いの役割を明確にするという「相互理解」および市民活動団体の持つ自主性・主体性を尊重するという「自主性の尊重」を原則に明記すべきである。』

三つ目は、『市民と行政が協議する場が「ガイドライン」によって狭められており、「相互理解」を促す協議の場づくりなどの新たな枠組みを作るべきである。』

本文にも書かれています「ガイドライン」というものは、大阪市が作っております「団体との協議等のもち方に関する指針（大阪市）」のことであると思われます。

対応としましては、意見を反映として本文に修正を掛けている部分と 今後更に検討としている回答となっております。

審議会としての考え方としては、『「相互理解」「自主性の尊重」は協働の大原則であり、すでに「市民活動と行政の協働推進のための提言」（平成 17 年 6 月）でも記述があり、ご意見のとおり「原則」に再度記述することとします。

また、協働を進めるにあたって、協議の場は必要であり、協議の場でのルールも当然必要であると考えます。今後【実践編】策定において、具体的な協働の進め方の中で、ルールなども検討していく予定です。』ということで、9 ページをご覧ください。

「第 4 章 協働の原則と成立要件」の（1）協働にあたっての原則の部分になります。文頭から読ませていただきます。

『平成 17（2005）年に大阪市民活動推進懇話会がまとめた「市民活動と行政の協働推進のための提言～市民活動楽市楽座をめざして」では、市民活動と行政の協働推進にあたって、双方がともに協働するパートナーとして、相手の特性（個性）や役割を互いに理解し双方の長所を生かしながら、コミュニケーションを重ねて信頼関係を創りあげていくことが重要であ

るとしています。また、特に市民活動は自主・自立の活動であることによって、その特性が活かせる点を市民活動関係者と行政が相互に良く認識し、その活動の自発性や多様性を尊重することも重要であるとしています。その上で、以下のような形で』と修正しており、「双方がともに」から「以下のような形で」までを入れさせていただいています。内容につきましては、「市民活動と行政の協働推進のための提言～市民活動楽市楽座をめざして」のとおりでございます。

続きまして、次のご意見ですが、第4章の10ページの13行目のところ 準備段階 の部分になります。

意見の本文ですが、『10Pの<準備段階> 行政による支援ですが、 情報提供を制度などにとどまることなく、生活保護率やまちづくりの進捗状況など行政情報の公開へと強化してほしいです。 全国・世界の市民活動情報の収集や公開を強化してほしいです。 情報をキャッチできない人・団体へのわかりやすい伝達方法の検証を行ってほしいです。』ということになっております。

意見要旨としましては、『行政による支援として、情報提供にとどまることなく、行政情報の公開の強化、全国・世界の市民活動情報の収集発信、あらゆる人に対してわかりやすい伝達方法の検証を行ってほしい。』という点かと思っております。

対応としましては、すでに記述済みと 今後更に検討、 行政施策として取組み中または今後取り組む予定としております。

審議会としての考え方としましては、『市民活動団体と行政とでは持つ情報量に大きな差があり、対等な関係で協働を進めていくためには、行政に関する情報の提供は不可欠であると考えており、9ページの(1)協働を推進するにあたっての原則の5つ目のポイントに記述しております。

また、協働事業の成果やその評価についても公表していくことが、より質の高い協働につながるものと考えており、【実践編】においてはその評価の仕組みや公表について具体的に検討していく予定です。』としております。

大阪市としての考え方ですが、『ご意見のとおり、行政情報の公開は、行政の責務であり、現在も強化に取り組んでおります。

市民活動情報の受発信につきましても、現在、常に新しい情報を発信する仕組みを構築し運用しております。

基礎自治体である本市としましては、身近な地域での市民活動に関する情報の受発信が役割であると考えております。

ご意見にあります市民活動情報につきましては、中間支援組織や民間組織など多様なセクターと連携した情報の発信に努めております。

また、あらゆる人に対するわかりやすい伝達方法の検証につきましては、「大阪市人権行政推進計画」に基づき、情報を伝える際には、正確で適切な情報をわかりやすく伝えるとともに、情報が得にくい市民にもいきわたるよう、多様な伝達手段を使うとともに、だれもがわかりや

すく情報を受け取れるような環境を整えることとしております。』としてまとめております。

次のご意見ですが、該当箇所は「第4章 協働の原則と成立要件(協働推進にあたっての原則)」の10ページの下から1行目と10ページの下から2行目から3行目です。

意見本文ですが、『活動資金の補助、助成について積極的に進めていただきたいと思いますが、財政状況の厳しい折、難しい点もあると思います。特に、厳しい財政状況の市民活動団体を支えるため、貸し会議室や事務所スペースの使用料の減免など、費用負担の軽減による支援も検討すべきです。

また、財政的な支援だけでなく、社会的認知も必要であると考えます。

市政推進に貢献した市民団体や社会的困難を抱えた人達を支援する市民活動団体を積極的に広報紙等で紹介し、活動を讃えることもひとつの支援であると思います。』ということであり

ます。意見要旨としては、『行政による支援としては、貸し会議室や事務所スペースの使用料の減免など、費用負担の軽減による支援や、市政推進に貢献した市民活動団体を広報紙で紹介し、社会的認知度を高めることなどもの支援なども検討すべきである。』としております。

対応としましては、すでに記述済みと 今後更に検討としております。

審議会としての考え方として、『ご意見のとおり、行政の支援として検討すべきことであり、10ページの「行政による支援」の〔行政による支援策の事例〕に記載しております、市民活動と行政との協働推進の総合窓口としての市民活動推進拠点の提供・整備(貸し会議室、事務所スペース、インフォメーションセンターなど)の記載にそのことは含んでおります。

また、13ページ5行目にありますように、協働事業の質を高めるための積極的な情報発信を行うなど協働事例を公表することは、市民活動団体の社会的認知度を高めるという支援にもつながると考えております。

【実践編】では協働事業の評価の仕組みなどをつくり、それを活用した評価を実施し結果を公表していくことで、市民活動団体の認知度を高めることができると考えております。

なお、11ページ4行目の「市民活動団体の自立的な能力向上」にありますように、協働に向けて、市民活動団体自らが能力向上に取り組むことも重要と考えております。』としております。

次のご意見ですが、こちらも「第4章 協働の原則と成立要件(1)協働推進にあたっての原則」のところの11ページ下から11行から13行目になります。

ご意見の本文としましては、『協働の成立要件の中に、2点加えていただければと思う点を記します。

P11. <実行段階>4行目「事前に(「十分な時間的余裕を持って」を加筆)当該事業に関する協働する目的と内容の共通認識を図り、目標やスケジュール、評価指標などを決めておき、適切な役割分担のもとで行います」

これまでの提案公募型委託事業等でもあったように、当該年度の公募を9月や10月に行つて、十分な協議時間がないままに年度末までに一定の成果を挙げることを求めるというのは、

一方的な都合の押し付けとしか思えません。せめて前年度に次年度事業の公募を行うなどして、上記の事項について、相互に十分な協議や共通認識が図れる時間的余裕を確保することは、要件に加えていただきたいと思います。

P11. <実行段階> 6行目「...対話を持つようにします。」のくだりに、次の趣旨の文言を加えていただければと思います。事業実施中やその前後において、関係職員の異動によって、構築した信頼関係や成果の蓄積が0ベースに戻ってしまわないよう、タイミングを考慮した職員配置や適切な引継ぎにも留意していただきたいと思います。」となっております。

意見要旨としましては、『協働を進める際、相互に十分な協議や共通認識が図れる時間的余裕を確保することは、要件に加えていただきたい。行政内の職員の異動により、構築し信頼関係や成果の蓄積がゼロにならないよう、考慮した職員配置や適切な引継ぎに留意していただきたい。』の二点としております。

対応としましては、意見を反映ということで、本文に修正を加えます。またすでに記述済みと行政施策として取組み中または今後取り組む予定としております。

審議会としての考え方としては、『ご意見のとおり、協働する目的や内容の共通認識を図り、目標やスケジュール・評価指標、適切な役割分担を決めるため、事前の十分な協議の時間が必要であり、9ページの(1)協働の推進にあたっての原則にも「・・・事前の十分な協議とルールを確立しておくことが必要です。」と記述しておりますが、<実行段階>におきましても、「十分に協議した上で、」と加筆いたします。

なお、【実践編】の策定にあたっては、ご指摘の点を十分留意して検討を進めてまいりたいと考えます。」としております。

大阪市としての考え方としては、『ご意見のとおり、相互に十分な協議や共通認識が図れる時間を確保することは重要であると考えております。

そこで、事業実施期間を少しでも長く確保するために、前年度に事業募集を行うなどの取り組みを進めております。

行政内の職員の異動に関しては、異動時の適切な引継ぎを徹底することはいうまでもありませんが、本指針を策定し、大阪市における協働の意義や原則といった基本的な考え方を示すことにより、市職員の協働に対する意識の醸成を図り、協働の相手方との信頼関係が継続できるよう取り組んでまいります。」としております。

次のご意見ですが、同じく第4章の(2)協働の成立要件の11ページしたから6行目から12ページの11行目までであります。

意見本文としましては、『例として、「質の高いサービスの提供」「市民の自治的問題解決力の向上」「事業の効率性」などが列記されていますが、市民には、「被差別当事者」も含まれています。被差別当事者の支援を行っている市民活動団体もいます。「サービスの提供」という一方的な基準だけでなく、「被差別当事者や社会的弱者の社会参加や自立」についてもチェックポイントに含めるべきであると思います。』となっております。

意見要旨としては、『チェックポイントとして、協働の相手方である市民活動団体の活動が

「被差別当事者や社会的弱者の社会参加や自立」につながっているかという視点も加えるべきである。」ということであります。

対応としては、今後更に検討と意見として受け止めるが反映しないとしております。

審議会としての考え方としては、『被差別当事者や社会的弱者を含むあらゆる人の社会参加や自立につながっているかどうかは、大阪市の施策全般において重要なポイントであると考えております。

ここに記述している協働を積極的に進める際のチェックポイントは、協働事業に着目し、その事業の市民参加の高さや市民の自発性をポイントとしておりますが、ご意見のとおり、協働事業を進めるにあたって行政が協働の相手方を選定するポイントとしても、あらゆる人の社会参加や自立に向けた活動を行っている団体であることは重要だと考えており、【実践編】においては協働相手の選定等についても検討していく予定です。』としております。

市民からのご意見の最後のページになります。その他ということで、全般的なところのご意見であります。

意見本文としては、『素案は非常によく出来ていると思います。又、取り組みはすばらしいと感じていますし認識もしていますが、しかし現在の大阪市の現状は、現場の把握、実態は掴めていないのではないのでしょうか？

市民からの提案を受け入れる段階ではなく、受付、現場の対応不十分、言葉足らず、勉強不足、知識不足がモンスター市民、ジャイアントクレームを生んでいます。』となっております。

意見要旨としては、『指針での取組みについては賛同している。しかしながら、現場の実態がつかめていないのではないか。現場の職員の知識不足など対応の不十分等により、要望型の市民やクレームを生んでいる。』としております。

対応としては、すでに記述済みと行政施策として取組み中または今後取り組む予定と意見として受け止めるが反映しないとしております。

審議会としての考え方としては、『1 ページの「協働指針」策定の趣旨にも記述しておりますが、ご意見のとおり、行政内において市民活動団体と協働することに対する共通の理念や意義、協働事業を行う際の統一的なルールがないことから、現場での協働事業の実施にも格差が生じています。

そこで本指針を策定し、大阪市における協働の意義や原則といった基本的な考え方を示すことにより、市職員の協働に対する意識の醸成を図ることができると考えております。』としております。

大阪市としての考え方としては、『本指針に基づく職員研修などを継続的に実施し、職員の協働に対する意識醸成に取り組んでまいります。』としております。

ここまでが、市民の皆さまからいただきましたパブリック・コメントでございます。続いて、職員の部分の意見について、ご説明させていただきます。資料2をご覧ください。

一つ目の意見としては、「第1章「協働」とはなにか(1)なぜ協働が必要なのか」の部分であります。該当箇所は3ページの下から3行目であります。

意見本文としましては、『「これまでも主に福祉や環境といった分野では～」の箇所ですが、これまで社会教育(生涯学習)の分野でも、区での「地域協働プログラム」や、さまざまなボランティアグループやNPOとの協働事業が進められ、市民協働を有効に進めるノウハウも蓄積されてきました。

「これまでも主に福祉や環境、社会教育(生涯学習)の分野では～」と加筆して下さるようお願いいたします。』となっております。

意見の要旨としては、『社会教育の分野でも協働事業が進められ、協働のノウハウも蓄積されてきており、主に協働が試みられてきた分野の例示として、「社会教育(生涯学習)」も加筆してほしい。』ということであります。

対応としては、今後更に検討と意見として受け止めるが反映しないとしております。

審議会として考え方としては、『「主に福祉や環境・・・」と例示しておりますが、その他さまざまな分野での協働が試みられていると考えております。

どの分野までを列記するかということになりますが、全国各地での協働に関する統計を見ますと、代表されるものとして「福祉」「環境」が多く、ご意見のとおり、社会教育の分野においてもさまざまな協働は試みられていると考えますが、記述の例示にとどめさせていただきます。

ただし、【実践編】においては協働白書などにおいて協働の実態の分析も検討していければと考えております。』としております。

次のご意見ですが、「第4章 協働の原則と成立要件(2) 協働の成立要件」の部分です。該当箇所については、10ページの6行目から12ページの14行目までとなっております。

意見本文としては、『市長が求めている、すそ野の広い共創的な市民協働を実現するためには、従来の外部からルールを与え「やらせる」方法ではなく、関係者で共有ビジョンを探求し、内発的な協働を誘うシステム設計が必要だと思えます。

取組みの具体化に当たっては、希望する市職員や市民等の全員参加(ホールシステム)でのポジティブ・アプローチ(AI、オープンスペース・テクノロジー、フューチャー・サーチ等)を、今後取り入れることが不可欠ではないでしょうか。

(参考)大住莊四郎(2009年3月)「ポジティブ・アプローチによる自治体の組織開発：松戸市のケースをもとに」となっております。

意見要旨としては、『市長が求める市民協働の実現ためには、「やらせる」方法ではなく、関係者で共有ビジョンのもと、希望する市職員や市民の全員参加でのポジティブ・アプローチを取り入れることが不可欠である。』としております。下のところに少しポジティブ・アプローチについて、参考として載せております。

対応としては、今後更に検討としております。

審議会としての考え方としては、『ご意見のとおり、市民と職員間でのビジョンの共有化は協働が成立する上での重要な要件であると考えており、【実践編】を策定するにあたっては、ご提案いただいた手法なども取り入れ、協働で実施してまいりたいと考えます。』としており

ます。

最後のその他であります。意見本文としては、『また、全般的にこれまで共にまちづくりを進めてきた地域振興会や、女性会等の従来からの地域活動団体との取り組みの蓄積や経過が殆ど含まれていないのですが、大阪市特有のやり方として現実の市民生活に大きな役割を果たしているため、今後、協働指針を作成する上でその役割(今後の展望も含め)も鑑みた方針作成が必要だと思えます。』となっております。

意見要旨としては、『指針全般にわたり従来からの地域活動団体(地域振興会・女性会など)との取り組みの経過などが殆ど記述されていない。今後、協働指針を作成する上で、その役割も鑑みた方針作成が必要。』としております。

対応としては、すでに記述済みと行政施策として取組み中または今後取組み予定としております。

審議会としての考え方としては、『この指針のパートナーとしている市民活動団体には、ご意見にある地域活動団体を1ページの「協働の対象」の中で地縁団体という表現で含んでおります。』としております。

大阪市としての考え方としては、『ご意見のとおり、地域振興会や女性会など地域に密着した各種団体の活動は、市民生活に大きな役割を果たしていることは十分認識しております。これらの地域活動団体は本市の協働の対象と考えておりますし、より一層協働を推進するために、地域のコミュニティの活性化に向けて、本市として基本的な考え方や方向性、果たして行く責務を示し、地域と行政が認識を共有化していくため、別途「大阪市地域コミュニティ活性化ビジョン」を策定しております。(H22.3策定予定のため、パブリック・コメントの結果公表時点では、策定できている前提での表現にしています。)]こうした表現で書かせていただいています。ビジョンにつきましては、パブリック・コメント中ではありますが、本日の資料として参考に付けさせていただきます。』

それと、パブリック・コメントと直接ということではないのですが、ワーキングの中で少し表現を訂正したほうがということで、5ページの枠の中のコラムの表現ですが、「運動という協働の形態の一例」となりましたが、「運動が起点となった協働の形態の一例」とさせていただきます。というのは、その上のところで「運動が起点となって」となっておりますので、表現を合わせるということで、ワーキングの中で修正しております。

本文の修正はパブリック・コメントを含めて、3箇所の修正となっております。よろしくお願いたします。

(山内会長)

ありがとうございました。

ただいま、事務局より対応や考え方についてご説明いただきましたが、委員の皆さまよりご意見や他の考えがありましたらお願いしたいと思います。

それでは、この対応方針や考え方でいいかどうかを審議したいと思います。

私のほうから、一点あるのですが「審議会としての考え方」と「大阪市としての考え方」と

あるのですが、あえて書き分けているのはどういう方針があるのか、お聞きしたい。

答申の文章に関わる部分は審議会として書かれていて、それ以外のところは大阪市として書かれているのかなと思うのですが、その辺りが少しわかりにくい。審議会というのは、大阪市の市長の諮問機関なので「審議会としての考え方」と「大阪市としての考え方」が違えば、書き分けてもいいと思うのですが、方向性は一致しているので、分けて書くことでどういう風に受け取られるかなという部分を感じています。

（市民活動担当課長）

パブリック・コメントの取り方でございます。パブコメとは本来大阪市が指針や方針や要綱などを出すときに、市民にご意見を求めています。パブコメの取り方の中で、審議会等が設置されている場合には、できる限り議論の最中に審議会としてパブコメを取っていただいて、その部分を踏まえてご議論いただいて、その後スムーズに要綱や指針が公表できるようにという考えに基づいて、今回審議会の案の段階でパブコメを取らせていただきましたので、審議会としてのパブリック・コメントということになっておりますので、基本的には「審議会からの考え方」の提示ということでございます。

ただ、その中には大阪市の施策に対するご意見等が含まれております。審議会としては大阪市の施策全般へのお答えという形にはならないので、指針本文に関わる部分については「審議会のからの考え方」として、それ以外の大阪市の施策に関わる部分については「大阪市からの考え方」として分けて書かせていただいたという次第であります。

（早瀬会長代理）

パブコメの主体が審議会なので、基本は審議会で回答する。ところが、審議会では答えられないような質問が来たので、その質問に対しては大阪市から回答するということですね。

（市民活動担当課長）

審議会では回答いただく範ちゅうのものではないので大阪市からの回答ということにしております。

（早瀬会長代理）

そのことをどこかに書いておいたほうがいいかもしれませんね。

（市民活動担当課長）

パブリック・コメントの公表の段階でご指摘の事項につきまして、こういう考え方で「審議会としての考え方」と「大阪市としての考え方」を記載しているということを書き込みまして、案については各委員のほうに送らせていただきたいと思います。

（山内会長）

「審議会としての考え方」と、「大阪市としての考え方」というよりは、「大阪市の補足説明」とかに変更したほうがいいかもしれません。

（相川委員）

「大阪市の補足」とかですかね。「としての」と続いたら、対立しているようになってしまうので。

(早瀬会長代理)

同じことに二つの考え方があるように思われてしまいますね。

(市民活動担当課長)

「大阪市に関わる部分の補足意見」という風にさせていただきます。

(早瀬会長代理)

このパブリック・コメントへの回答を公表するときに今の話の部分もあるのですが、今回は【実践編】までできていない中での中間的な答申に対するパブリック・コメントになるので、【実践編】のほうで対応するといった回答が多くなっています。

前書きの部分に、「【実践編】で対応させていただきたいと考えておりますが・・・」といったようなことを入れてもらったほうが、逃げているような回答にならずに済むのではないかと思います。

(山内会長)

回答の表がいきなり出てくるのではなくて、一文でも説明が入ったほうが良いと思います。

(市民活動担当課長)

事務局で文章を考えまして、ワーキングメンバーの方に送らせていただこうと思います。よろしく願いいたします。

(有田委員)

細かいことですが、9 ページの原則の部分の列記は、「・」ではなくて、例えば とか にしたほうが、原則が6つあるということが分かりやすいのではないのでしょうか。

(早瀬会長代理)

私も読んでいてそう思いました。ここは、我々が作成していく段階での部分になるので、変更しても問題ないのではないのでしょうか。それと、6つ目の「・」の文章と次の文章の間に行間があるほうが、見やすくなると思います。

横浜コードがこういう協働指針を作る際に、よくベースになるのですが、横浜コードでは「第1の原則」「第2の原則」というような形になっていたのも、そこまでする必要はないのかも知れませんが、最終的にまとめるときにはもう少し整理したほうが良いと思います。

(廣田委員)

数字にすると重要なものから、1, 2, 3 となっていくように感じます。1が、重要性が高いようなランキングに見えるので、6が一番下というようなイメージがあります。

ただ「・」だと分かりにくいので、記号のほうが良いと思います。優先順位を感じさせないか優先順位は関係ないことがわかれば良いので、説明を入れることになるかもしれませんが。

(早瀬会長代理)

A, B, Cでもランキングに見えますね。

(有田委員)

パブコメ後に文章を加えていただいている部分になるのですが、新たに入った文章から「原則」を列記しています。協働の推進にあたっては・・・と続くのですが、文章の流れがおか

しいような気がします。

今の廣田委員のご意見からすると「6つの原則」という表記を入れておけば、6つが必要であって、順番は関係ないと捉えられるのではないのでしょうか。

(早瀬会長代理)

9ページの新たに入った部分が基本原則で、下の6つがそれを踏まえた原則みたいなことであれば、新たに入った部分にとを文章中に加えて、「という2つが基本原則で、その上で以下のような6つの原則を列記しています」という形にしてもいいかもしれません。上の部分も原則なので、そうすればより良くなるかなと思います。

(山田委員)

楽市楽座の基本の文章があってということになるので、「楽市楽座ではこういう風に書かれている」としたほうがいいのではないかと。基本の文章があるので、ここに新しい文言を加えていくのは、やめたほうがいいのではないのでしょうか。

(山内会長)

確かに引用に細工することはやめたほうがいいので「協働の推進にあたっては、これらの「原則」を・・・」という文章を、6つの原則の後にしたほうがいいのではないのでしょうか。場所を入れ替える形になるのですが。

「列記しています」というのは、この指針で列記しているのか、楽市楽座で列記しているのかどちらでしょうか。

(早瀬会長代理)

楽市楽座になります。

(山内会長)

では、文章を入れ替えてもいいかなと思います。

(市民活動担当課長)

楽市楽座の文章で言いますと、2行目の「市民活動と行政の協働推進にあたっては、以下のような・・・」という形で文章が切られています。

楽市楽座のところでは、「以下のようなことが重要です」ということで5行ほど注釈しておりまして、その後、「双方がともに協働するパートナーとして事業の特性や役割をお互いが理解し、双方の長所を活かしながら、コミュニケーションを重ね信頼関係を築き上げていくことが重要です」と一旦切れています。「特に市民活動は自主自立の活動であって、その特性を活かせる点を市民活動関係者と行政が相互によく認識し、その活動の自発性や多様性を尊重することが重要です。」とそこまでです。

その文章を引用しているということになります。

(早瀬会長代理)

ものすごく厳密に引用すると、9ページの本文の2行目の「市民活動と行政の協働推進にあたって、」の次にカギカッコが入ります。それと新たに加わった文章の「信頼関係を創りあげていくことが重要である」となっている部分が、「重要です」になります。その部分までを

カギかっこで括って、その次の「また」というのもないので、本当は「特に」なので、「また」の次からカギかっこを入れて、「尊重することも重要であるとしています。」の「重要である」でカギかっこを閉じたら正確になるのですが、そこまでするかどうかになります。

(相川委員)

カギかっこを分ける必要はあるのですか。分ける必要はあまり感じないのですが。

(早瀬会長代理)

文章がそのまま引用されているものでないということで、分けてはどうかということです。本来の文章に「また」とかは入っていないので。

非常に長い引用になるので、2つに文章を分けてあるのだと思います。

(山内会長)

あまり正確にしないほうがいいのではないのでしょうか。「・・・としています」という場合は要約していいので。逆にカギかっこで括ってしまうと、本当に正確に引用しないといけないので、むしろこのままのほうがいいような気がします。

(山田委員)

有田委員のご意見は、文章が長すぎるのでということですか。

(有田委員)

楽市楽座の文章を加えるのはわかるのですが、新しく協働指針を作るのだから、楽市楽座ではこう記載しましたが、この協働指針ではこういう点が重要だと考えますとして、相互理解、多様性の尊重、企画発案段階からの参画、というようにキーワードを一つずつ箇条書きにし、誰もがわかりやすい表現にして、それぞれのキーワードにもう少し文章を加えていったらいいのではないかと思います。

(早瀬会長代理)

確かに5から6文字ぐらいのかっこで、見出しが何か入っているほうがわかりやすいかもしれません。

(有田委員)

文章が長いので、どこが重要かというのがわかりにくい。1番目のものだと競争原理が重要なのか情報公開が重要なのかとか、読み取り方がさまざまになる。

例えば、ただし書きを入れることで原則の何が重要なかが明確になればいいのではないかと思います。

(山田委員)

6つの原則なので、全部が重要なのではないのでしょうか。

(有田委員)

早瀬会長代理が言われたように、前文の相互理解が原則でというよりは、6つなら6つ、8つなら8つあるのならば、原則としてきちんと列記したほうがいいと思います。

(相川委員)

それよりは微修正で済む提案をします。楽市楽座からの引用は引用としてはっきりとわかる

ようにしておいて、その後に「つまり大事なのは相互理解と自発性の尊重です」というような文章を入れ込む。楽市楽座ではこういう風になっている、この中でもとくに重要なのはこれとこれです、みたいな形で追記しておけば、今回の審議会の見解というかプラスアルファの部分も出せると思います。

パブコメで指摘されているのは、相互理解と多様性の尊重ですよね。

(市民活動担当課長)

そうなっています。

(相川委員)

情報公開の部分のご意見はどうなっていますか。

(市民活動担当課長)

そこは直しています。「・」の5番目に記載されていますという回答になっています。ご意見にあるのは、相互理解と自主性の尊重です。

(相川委員)

引用の後に、「相互理解や情報公開が大事であり、自主性を尊重されるべきだ」というようなことを一文入れるのはどうでしょうか。

(早瀬会長代理)

次のバージョンを作るときには、本当にこの原則だけでいいのか検討する必要がありますね。

6つある内の1つ目で、1番重要なのは委託に参入できる仕組みです。誰がというと、市民活動団体が。2つ目では委託は公募でしょうということです。3つ目は誰もが協働関係に参画できるようにしようということ。4つ目は企画段階からの参画。となると、4つ目が1番最初にくるといいかもしれません。5つ目が情報の提供で、6つ目が職員の意識啓発になります。

話の流れからすると、4つ目が1番最初にくると流れとしてはおかしくない。物事の段取りで委託を公募かどうかというのは企画段階からの参画になるので。今はランダムに並んでいる形になるので、順番を少し入れ替えて出すほうがわかりやすい。プラスで、キーワードというか見出しを少し入れるほうが、よりわかりやすいかもしれません。

(松浦委員)

原則というのはこういうものがあるというのを、表にしたほうがわかりやすいかもしれません。今思うと原則の部分が大きなものだと思うので。

(山内会長)

パブコメも終わっているので、今の段階では直せません。

(市民活動担当課長)

【実践編】を作っていく中で、【基本編】のところ少し修正を加えていくのは可能かと思っています。

(早瀬会長代理)

パブコメ後に、中にいれるのはおかしいですね。【実践編】を作る際の宿題になりますね。先ほどからの文章はどうでしょうか。

(山内会長)

文章は完全に作ってしまいたいのですが、「自発性や多様性の尊重」の後に一文つけるということだったので、その文章を考えたいと思います。

(早瀬会長代理)

すなわち重要なのは相互理解・信頼関係の創造とか。

(相川委員)

自主性と相互理解、それから情報公開が指摘されている。「重要なのは・・・」とするか「・・・と・・・が重要です」とするかですね。

(早瀬会長代理)

最初は、「相互理解による信頼関係の創造」にしましょうか。

(相川委員)

文章を要約するのではなく、審議会として重みをつけるという意味ですね。

(早瀬会長代理)

ただ、「すなわち」という場合には、一定の要約にしないとおかしいですね。

(相川委員)

パプコメのご意見は、楽市楽座だけの引用でいいのか、ということでした。

(早瀬会長代理)

信頼関係というのは、前の引用文から言えば結論的には「信頼関係を創りあげることが重要」ということです。相互理解というのは収縮しているだけなのですが。

後半は、自発性や多様性の尊重なのですがね。

(山田委員)

パプコメを受けてという記述になるわけなので、基本的にあまり変えることはできないですよ。

(相川委員)

それならば、いっそ楽市楽座の部分を全部脚注に持っていきますか。本文は「楽市楽座の中でも相互理解や情報公開が重要とされています」というぐらいにして、詳しい表現は、脚注とか下のほうで説明することにしてはどうでしょうか。他のページでも脚注を付けているので、体裁的にはおかしくないと思います。

(山田委員)

それぐらいでいいかもしれませんね。「楽市楽座の中で相互理解と自主性の尊重がうたわれています」というぐらいにして。

(早瀬会長代理)

ここの追加された文章がなかったとしたら、「市民活動と行政の協働推進にあたって、以下のような形で「原則」を列記しています。」という、あっさりした文章で確かに相互理解という部分を書いてなかったので文章が弱い。文章が追加されて強調はされましたよね。

ただ、長すぎてよくわからないのは確かだし、追加された部分は、まだ変更はできるので「・・・

市民活動と行政の協働推進にあたって、相互理解による信頼関係の構築と自発性や多様性の尊重が重要だとしています。」ぐらいで、すごく要約したものをに入れてはどうでしょうか。

(山内会長)

そうでしょうか。もう一回読み上げてもらえますか。

(早瀬会長代理)

「……市民活動と行政の協働推進にあたって、相互理解による信頼関係の構築と自発性や多様性の尊重が重要であるとしています。その上で、以下のような形で「原則」を列記しています。」でどうでしょうか。

そうすると、先ほどの話で6つの「・」の構造化がされていないので、1 2 3とは書かずに、先ほどいわれたように「6つの原則があります」という形にしたほうがいいのではないのでしょうか。「これらの「原則」を徹底させるため……」の部分を「これらの6つの「原則」を徹底させるため……」にするような形で、「・」も順番になっていないので。

(山内会長)

それでは、追加された文章を要約するような形で、9ページの2行目から言うと「……市民活動と行政の協働推進にあたって、相互理解による信頼関係の構築と自発性や多様性の尊重が重要であるとしています。その上で、以下のような形で6つの「原則」を列記しています。」として、後の文章に続いていくということでもいいでしょうか。

(市民活動担当課長)

ご意見のところは自主性といわれていますが、楽市楽座にあわせて自発性・多様性は同じ意味合いということでもいいでしょうか。

(早瀬会長代理)

自主性と自発性は微妙に違いますね。

(相川委員)

自主・自立の活動となっていますね。

(山内会長)

「自主性・自立性や多様性」にしましょうか。

(市民活動担当課長)

それではその部分は事務局で修正を加えさせていただきます。

(相川委員)

別件ですが、大阪市の方針で障害の「害」は漢字の「害」を使っていますが、これで通されますか。パブコメの最初のご意見で、相手の方は「がい」とひらがなを使われていて、大阪市の返答の部分は漢字の「害」で答えています。

(安全・市民活動担当部長)

大阪市では漢字の「害」になります。

(山内会長)

他にありますでしょうか。それでは今の修正をもって、答申案の案がとれたということにさ

せていただきたいと思います。答申は今お渡ししましょうか。

(市民活動担当課長)

修正を掛けてまいりますので、後ほどということをお願いいたします。

(山内会長)

それでは修正作業の間、次の議題に移りたいと思います。今回【基本編】の答申を取りまとめたのですが、続いて【実践編】と市民活動拠点のあり方の検討について、今後引き続き検討が必要なのですが、スケジュール等について事務局から説明いただきたいと思います。

(市民活動担当課長)

資料4になります「大阪市協働指針【実践編】」策定および「市民活動推進拠点のあり方」検討の今後のスケジュール(案)でございます。

ただいま最終的な答申案をいただいたということで、指針策定ワーキングの動きであります。2月11日に策定ワーキングを開催して答申案についてご検討いただいて、本日2月19日大阪市市民活動推進審議会を開催して、答申案の決定と答申を本日いただくことになっております。こちらについては、10月に審議会でお示したスケジュールと変更はありません。

来年度になりますが、4月からにつきましては指針【実践編】につきまして職員の手引書として活用できるような内容でご検討いただくことになっております。できましたら平成23年度の予算もありますので、上半期には協働事業の進め方や協働の手法などについて少しご検討いただいてまとめていただきたいと思いますということです。

後半のところでございますと、平成22年度の事業も含めまして、協働の事業を評価する仕組みであるとか協働の事例集や協働に対してQ&Aのような形で職員や市民にわかりやすくするようなもの、ガイドラインや評価のチェックリストの様式集のようなものを年度の後半にはお作りいただきたいと思いますということになっております。

そのワーキングを開催していくことを踏まえて、市民活動推進審議会では年4回程度の開催を考えておりますが、その都度の進捗状況等を審議会でご審議いただきながら、審議会のご意見について再度ワーキングのほうにもフィードバックしていただく形で進めてまいりたいと考えております。

また、先ほども申しましたが、年度の中ごろ10月ぐらいには審議会より【実践編】の中間報告といいますが、上半期のとりまとめ内容につきましてご意見をいただきたいと思います。最終的には3月の年度末に指針【実践編】という形でご答申いただくということになります。

その時点で先ほどのお話にもありましたが、【基本編】で修正等が出てくれば手直しいただきたいと思いますと考えております。

次に拠点検討ワーキングになりますが、10月の段階では、この時点で候補施設もお示しながら10月にいただいた中間とりまとめの最終案をいただくような形でお示していたと思いますが、本市内部の候補施設の絞込みについて遊休施設の活用のプロジェクトチームとの議論が続いているような状況であります。

ワーキングとしましてこの間、機能のいろいろな項目は書いていただいているのですが、例

えほどのくらいの大きさが必要だといった部分をブラッシュアップしていただければと思っております。それを踏まえまして、来年度、4月から6月ぐらいの間でブラッシュアップいただきながら、併せて運営検討、運営方法のあり方を議論いただきまして、6月末ぐらいには拠点のあり方のご提言をいただけたらと考えております。その後につきましては、この後の説明にも出てきますが、拠点施設の調査費等がついておりますので、施設の改修調査・基本設計の状況を報告しながら、審議会のほうでも内容についてご議論いただきたいと思います。そういう形でワーキングをしていただくということでありまして、先ほどの指針のワーキングと同じになりますが、ワーキングの内容につきまして、審議会のほうにも報告しながら審議された内容をワーキングにもフィードバックして進めてまいりたいと考えております。

大阪市の今後の動きですが、指針につきましては本日答申いただきましたので、最終的に大阪市としての指針として策定しながら、年度末までには公表していくこととなります。【基本編】の中にも書いていただいておりますが、全庁的な体制の整備について、組織変更もありますので、平成22年度の当初までに全庁体制の整備を行っていきたいと思います。また、指針のワーキングのほうで少しご議論いただいているのですが、【実践編】の策定に向けては職員といっしょに作っていくことが大事だという意見もいただいておりますので、ワーキングに参加いただける職員の選定といえますか募集を年度当初より行っていきたいと思います。

平成22年度は指針に基づいた職員の意識醸成の研修であるとか、市民の皆さんに協働の考え方を知っていただくことが大事であると思っておりますので、平成22年度中に協働の推進に関する市民フォーラムのようなものを開催していきたく思っています。

拠点のあり方に関しましては、先ほどもご説明しましたが、6月ぐらいまでに一定の拠点のあり方に関するご提言をいただいて、それに基づいて調査費を使い具体的な施設のありようについて調査・検討しながら23年度の設計に移していけたらと考えております。

年度の最後になりますが、【基本編】と【実践編】をまとめたような形の指針をご答申いただきまして、大阪市としての指針【実践編】として年度末までに策定できるようにと思って、日程を定めています。

以上がスケジュールのご説明になりますが、スケジュール的には拠点のほうは10月の審議会の時点から少し遅れたような形になっています。ほかの部分は10月の審議会でご説明したものと大きくは変更になっておりません。以上でございます。

(山内会長)

今後のスケジュールについてご説明いただきましたが、ご質問等ありますでしょうか。【基本編】の答申が出た後も、休むまもなく【実践編】に取り掛かっていくこととなりますので、予定が盛りだくさんになって、なかなか大変だなと思います。

(山田委員)

指針の【実践編】の策定のワーキングに参加される職員の方は、どれくらいのイメージでしょうか。

(市民活動担当課長)

市会もありますので年度末になるかもしれませんが、3月にもう一度その辺の部分も議論するために、ワーキングを開催させていただきたいと考えています。我々もどれくらいのイメージがいいのかということなのですが、他のプロジェクト等でも外部の方といっしょに議論するときは、だいたい同じぐらいの数でいいのではないかと思いますので、だいたい5名から10名ぐらいかなと考えています。

(早瀬会長代理)

大津市がやっておられるものは、部会みたいな形で1チーム10名ぐらいです。しかし、それは部会になっているので、今回のイメージとは少し違うかもしれません。

(市民活動担当課長)

もし【実践編】で、項目みたいなところを評価していく中で、分かれて作業したほうがいいのかということになれば、少し多めに職員を増やすとかしたほうがいいのかもかもしれません。その辺の進め方についてもワーキングで議論していただければと思っています。

(早瀬会長代理)

市の職員の方も多くて10名ぐらいですかね。

(有田委員)

例えば、既に市民協働担当の方がいらっしゃると思いますが、そういう方は想定されていますか。

(早瀬会長代理)

全体で何名ぐらいいらっしゃいますか。

(市民活動担当課長)

今、市民協働担当というのは区役所にはあります。部局的にいうと、市長の政策ビジョンを進めるといって市民協働チームというものがあります。あと協働ということになると、この審議会を担当している市民局市民活動担当になります。

(早瀬会長代理)

区役所代表を一人とか、いろいろな部署から抜けないようにやっていければいいですかね。

(相川委員)

そういうところも制約しておかないと。

(市民活動担当課長)

例えば、健康福祉局とかゆとりとみどり振興局、情報公開室の市民協働担当のチームでありますとか、市民協働の実績のある部署や実務に携わっている方には、ワーキングに入っていたきたいと考えておりますので。

(山田委員)

市政改革室にも入っていただくようにしていただきたい。

(市民活動担当課長)

職員からの意見として意見もいただいていますので、入っていただけると思います。

(早瀬会長代理)

指針のワーキングのメンバーと同数でなくても大丈夫だと思います。

(市民活動担当課長)

来月一度調整させていただきたいと思っております。

(有田委員)

拠点のほうでお聞きしてもいいでしょうか。ブラッシュアップということですが、中間とりまとめの中のどこをもう少し議論していく必要があるということでしょうか。

(市民活動担当課長)

この間、中間とりまとめを利用して議論する中で、機能面については書かれているのですが、書かれている機能を持たすための規模みたいなものについて、少し考え方を明確にさせていただけたらというところです。

(山内会長)

それではワーキングの皆さまには、引き続きご負担をお掛けすることになりますが、よろしくをお願いいたします。

それでは、その他の事項で平成 22 年度予算が昨日プレス発表されているようですが、参考資料に市民活動担当の事業の概要について内容を整理していただいております。新規や重点事業を中心にご説明いただきたいと思います。

(市民活動担当課長)

昨日大阪市の予算案がプレス発表されていますが、参考資料については私たちの市民活動担当の部分についてまとめたものになります。内容については、当初の審議会でご説明したものもありますが、新規事業と政策推進ビジョンにかかる事業であるとか市民協働にかかるビジョンである特色あるような事業で重点事業がありますので、その部分を中心にご説明させていただきます。

まず、「すきやねん大阪市民運動推進事業」というのは、主にクリーンキャンペーンと呼ばれている事業が年 1 回行われています。それは、すきやねん大阪市民運動の一つの事業として実施されていて、これ以外にも約 20 万人の方が参加をいただいている、一つのキャンペーンとしては大きな事業となっております。この中で他にも関連の事業等と協賛しながら、すきやねん大阪市民運動として実施されています。これの運営経費として約 700 万円となっております。

次に「NPO・ボランティア活動推進支援事業」から「大阪市ボランティア活動推進事業費補助」「市民活動活性化推進事業」までは、基本的には大阪市ボランティア情報センターの運営委託とボランティア情報センターで発行しております情報誌「COMBO」の発行の補助、あるいは市民のボランティア・NPO の参加を促進するための「市民フォーラム」といった事業が行われている経費について、委託料と補助金が交じっているようなものとなっております。

次の「地域活動に関する積極的な情報発信」であります。市民局のホームページの中で地域活動に関する情報というものと地域活動を支援する大阪市の情報というものの両方を載せているのですが、インターネットでは情報が伝わりにくいということもありますので、ホー

ムページだけでなく、先ほど申しました COMBO やすきやねん大阪で市民運動ニュースを発行しておりますので、特集というような形で地域活動を支援する情報を掲載して紙ベースで広報を図っております。

次に「NPO法人認証事務」であります。現在は大阪府が諸官庁で大阪府がNPO法人の認証受付をしておりますが、平成22年の9月から大阪市内に事務所を置かれるNPO法人の認証・変更等のほとんどすべての業務について大阪市が行うこととなります。

府下の市町村も8つぐらいが同時に事務移譲されることになっております。ご参考にお伝えしますと、大阪市以外に堺市・岸和田市・茨木市・河内長野市・熊取町・河南町というところになっております。昨年の1月からはすでに岬町に事務移譲が行われております。現在は大阪府の予算府会のほうで条例改正をしているところであります。今、拠点の話も出ていましたが、基本的には拠点ができましたら、拠点の中でこうした認証事務も行ってまいりたいと考えておまして、NPOと行政が顔の見える形で行っていきたいと思います。差し当たり本庁舎内でスペースを確保して事務にあたっていきたいと考えております。

次の「市民活動支援機能の充実事業」につきましては、区のコミュニティ協会で地域のまちづくりとかNPOと地域を結ぶための場にスタッフを配置してやっている事業を24区で実施しています。この部分の事業費になりまして主に人件費になっております。

次の「NPOレベルアップ講座」は、21年度については、大阪ボランティア協会様と協働で実施しております。公募提案型の事業として実施しておまして、事業企画案をいただいたものを審査・選定したのち協働で実施していくものであります。

次の「市民活動推進基金の助成事業」ですが、この間の審議会でもご説明してきております。20年度より実施しております事業であります。引き続き22年度にも行っていこうとするものであります。平成21年度には補助金総額300万円を実施しておりますが、平成22年度には350万円での実施を予定しております。

基金の助成事業の中に新と書いているところですが、市民活動推進基金の区役所への寄附枠が昨年度よりできております。平成22年度にはその寄附金をもとに区役所市民協働方事業がスタートします。現在24区合計で約4000万円の寄附が集まっています。少し様子を見ている区もありますので、平成22年度に具体事業を計画しているのが、9区で16事業ということになります。これにつきましては、審議会の早瀬委員等のアドバイザーの方よりいただいたご意見を区役所の事業へ反映させながら、協働事業として実施できるように取組む形になると思います。審議会の中で、協働事業のガイドラインができましたら、そのガイドラインを使いながら事業を実施していくこととなります。

裏面の「クリック募金システム」ですが、昨年の11月より運用を開始しております。現在は大阪市信用金庫様、大阪信用金庫様、事務機器の株式会社アルファテクノ様の3社に掲載いただいております。実情を申しあげますと開始時点では、1社1日あたり10クリックぐらいになっておりました。実は100クリックを目標としているのですが、12月までは10クリック、1月は20クリック、現在は30クリックと右上がりで伸びてきておりますので、あと5・6カ

月すれば100クリックにはなるのではないかと考えております。

また、新たに富士ゼロックスシステムサービス株式会社様にお申込みをいただいておりますので、今週中にアップする予定になっております。徐々に浸透しておりますので周知をお願いするとともに、審議会委員の皆さまにも1日1回クリックをお願いできればと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に「コミュニティビジネス支援事業」ですが、平成17年度からモデル事業として3年間実施してはりましたが、平成20年度より相談窓口の設置でありますとか講習会、CBフォーラム等を大阪NPOセンターといっしょになって取り組んでいる事業であります。これについても平成22年度も引き続き実施させていただくことになっております。

次の「地域活性化支援のための講師派遣事業」ですが、地域の中で新たな担い手を発掘するのはなかなか難しいというご意見がありましたので、地域単位でご希望のある市民が自主的に学習会を実施するときなどにファシリテートとかまちづくり等に見識のある講師の方を派遣して、講師の費用負担は大阪市で行うというものを実施いたします。21年度は1区1回24回実施することを目標として、22年度には52回の実施を目標として掲げています。

次の「市民活動推進拠点の整備」は新規事業になりますが、先ほども説明いたしました調査費として平成22年度に680万円の予算が計上されています。

次の「大阪市地域貢献活動マッチングシステム運営事業」でございますが、こちらは重点事業となっております。企業とNPOをつなぐマッチング事業ということで、平成21年度のマッチング事例としては約60件の事例とシステムへの登録団体数として約250団体にご登録いただいています。

事業の中では主に物品になりますが、例えばNTTデータ様がNPO向けの社会支援のシステムを作りたいので、NPOのご意見を聞きたいといった形でマッチング事例を探されていたり、オリンパス様がフォトスペースの空いているときにNPOの活動を紹介する場として使っていただけたらというものがあります。シャープ様は企業の方をボランティア活動に参加させたのだが、適切なNPOはありませんかといった事例があります。

また、今月ホームページにもアップしておりますが、大阪市信用金庫様が事務所を新築して移られ、7階建てのビルが空いて数百点の事務機器が残っています。この物品について、日程はまだ決まっていないようですが、NPOに内覧会をして需要があったものをマッチングさせていくといった事例がでてきます。企業からの積極的なアプローチもあって動きつつあるところであります。

次の「市民パワー結束・元気創出事業」ですが、NPOと地域の方がいっしょになって地域の魅力を発見するような事業ということで、NPOと地域を結びつける事業として取り組んでいます。NPOから地域の団体まで60ぐらいの団体がラウンドテーブルで自分たちの共通事業を見つけながらいっしょにやっていただくというような事業になっております。こちらも重点事業ですが、継続事業として実施してきております。

次も重点事業になりますが、「“地域が元気！”を支える「市民との協働」推進指針の運用事

業」です。先ほどからご審議いただいておりますが、協働指針【実践編】の策定や【実践編】に基づいたフォーラムの開催や職員研修の経費として約 1080 万円が計上されています。

次に「本市事業等への市民のボランティア参加にかかる市民活動保険事業」ということで、約 1260 万円を計上しておりますが、こちらは今までは市民に参加していただいている事業ごとに傷害保険や損害保険を掛けておりましたが、ボランティア活動をされる方がどうしても重複感がありまして、一人の方が3つ同じ保険を掛けられていたりしたこともあるので、その重複感を解消するというので、一括して対象事業に参加された市民の方は全て保険の対象にするということになります。

それとボランティア参加をするために従前のボランティア保険は事前の登録が必要でしたが、全市民を対象として保険を掛けることで、ボランティアをしていて事故に遭われても補償ができるという形で、安心感のあるボランティア参加ができるようにということでもあります。従前に別々に事業ごとに保険を掛けていたときは全体で 2000 万円ぐらいの掛け金だったのですが約 1260 万円に下がるということで、おおよそ 800 万円の経費の削減につながっております。

平成 22 年度の市民局市民活動担当の事業としてはご説明いたしました状況であります。

(山内会長)

ありがとうございました。ただいまのご説明で質問やご意見があればお願いしたいと思います。

(有田委員)

“地域が元気！”を支える「市民との協働」推進指針等の運用事業」なのですが、平成 21 年度実績でフォーラムが来月開催されるということですが、これはどんなことをされるのですか。

それと重点事業だからかもしれませんが、約 1000 万円とかなりの額が計上されています。指針の【実践編】をもとに職員の意識啓発や協働を進めるために研修を実施されると思うのですが、それがまだできていない今の時点で、どういう方針で職員研修をしようとされているのか。本来は【実践編】ができてこそより良い職員研修ができるのに、今の段階でどんな研修を考えておられるのかお聞きしたいと思います。

(市民活動担当課長)

実はこの項目の中には、地域コミュニティの活性化と市民協働の両方の部分がありまして、本年度の3月6日に予定しているフォーラムについては、地域の皆さんが主体的に地域活動に取り組んでいただくための大阪市のあり方というものを市長と学識の方と地域で活動されている方々とのパネルディスカッションを予定しています。3月6日の午後5時から7時という予定で、現在市民の皆さんの参加募集をかけています。

研修については、有田委員がお話されたように全ての職員となるとやはり【実践編】を使用してということが大切だと思っています。しかし、理念的なところ指針の冒頭にも書いていただいている本市職員の意識というものがなかなか十分ではないということで、まずは部長級

の協働の理念みたいなものを広めるための研修を考えています。また【実践編】を作るにあたって、平成 23 年度になるかもしれませんが、課長級以下あるいは各所属で OJT みたいな形でいわゆる係長や係員に向かって本当の協働の進め方というような体系的な流れで研修が進められればと思っております。平成 22 年度については、今のところは【基本編】に基づいた幹部職員への意識醸成・意識啓発と考えております。

（山田委員）

今のお話と重なるのですが、以前の審議会でもこういう話が出てきていたと思うのですが、大阪市地域コミュニティ活性化ビジョンと審議会で作成している協働指針があって、「地域が元気」の事業の中には両方の事業が入っていますが、そうすると大阪市協働指針と地域コミュニティ活性化ビジョンは表裏一体のものということになりますね。そうすると市民協働といういっしょの方向性を向いていないといけないのかなと思います。しかし、活性化ビジョンを拝見していて、なかなかそれが見えてこないという感じがするのですが。

（市民活動担当課長）

地域を捉えて地域コミュニティの活性化をどうするかということで平成 21 年度にまとめたものになります。

予算的には、市民が主体ということで協働指針についても活性化ビジョンについても同じ枠組みになっているということになっています。中身的には、方針であり指針であるということで少し違うのかなと思っています。ただ考え方については、いろいろとご意見もあるかと思いますが、基本的には両方の担当がそれぞれの指針や方針の進捗状況を見ながら調整していますので、それほど中身として齟齬は生じていないと考えております。

（山田委員）

市民協働に関する研修というのは 28 回実施するというように書いてあるのですが、活性化ビジョンをもとにしての職員研修になるのですか。

（市民活動担当課長）

活性化ビジョンではありません。協働指針になります。

市民協働に関する職員研修と書いてある後に、地域活性化促進に関する職員研修と書いてあるのですが、この研修が地域コミュニティの地域の自主的な取り組みをサポートできるような特に地域の窓口となる区役所職員がファシリテートできるようなファシリテーション講座的なことを考えております。市民協働に関する職員研修というのは、あくまでも協働指針に関するものになります。

（相川委員）

地域コミュニティ活性化ビジョンの話を、少しだけさせてください。私の立場が微妙なのですが、中川先生たちと、このビジョン作成のアドバイザーとして中間段階でいくつかコメントしたり、会議によべれたりしました。ただし、言い訳がましくなりますが、中間段階でかなり綿密な修正を加えたのですが、それ以降に目次や構成がガラリと変わったため、実は私も全部を詳しく見る事ができていません。

こちらの審議会との関係でご確認いただきたいのが、例えば 21 ページで「市民（地域）と行政との連携・協力・支援のあり方」が記されています。本文中に「協働」という言葉がありますが、事例が「防犯」なので、非常にベタというか地域密着型の協働のイメージです。これは先ほど申し上げた細密チェックの段階では入っていなかった部分で、私たちが議論している協働と照らし合わせてどうなのか？というのが、ひとつ見るポイントになると思います。

あと第 1 段階、第 2 段階、第 3 段階という具合に地域団体をステップアップしていこうという話になっていて、33 ページの後半の第 3 段階では「NPO等の市民団体との協働」という項目が出ています。地域団体としてはまずは自分の組織を固め、その後に、第 3 段階で「NPO等との相互理解」が出てくるという順番です。その際に、これは 35 ページのコミュニティ協会の期待される取り組みの 5 番目の項目に書かれていますが「コミュニティ協会が中間支援として地域の各種団体とNPO等をマッチングする」となっています。それから、37 ページの行政職員の心構えの 4)、ここの「多様な主体との連携協働を進めるために」ということで、NPOと地域団体と情報交換、交流の促進といったマッチングに近いことが書かれている。

つまり、地域活性化ビジョンの中では、地域団体のステップアップの第 3 段階でNPOとの関係が強調され、そのマッチングをコミュニティ協会や行政職員が行っていく、というふうになっているのです。先ほどワーキングチームの編成という話がありましたが、このあたりを、コミュニティ協会の方とも調整をしなければならないのかな、と思います。

もう一つ怖いのは、38 ページに本市の具体的な政策としていくつかあげられていますが、先ほどの区役所における市民協働、区役所でこういうことをやります、という中に「地域担当制の充実強化」と「協働のルールづくり」があげられています。おそらく区役所レベルでの市民協働のルールということでしょうが、こちらで検討するルールとダブルスタンダードになっては困りますので、これは見ておかないといけません。「協働」について、あちこちで議論されているので混乱するのではないか、という危機感を持っています。

（山田委員）

コミュニティ協会の職員研修というのはコミュニティ協会がやるということになるのですか。

（市民活動担当課長）

確かに行政に近いところにはあるのですが、今後 24 区をまとめている市のコミュニティ協会が公益法人化になる予定になっています。一本化していく中で自らの職員のスキルアップを図るというか組織強化という観点が必要ですので、コミュニティ協会の中でもコミュニティ研究会というのを全市的に学識の方々を含んで実施されたりしています。その中でもコミュニティ協会の職員の意識醸成というのは、コミュニティ協会の中でも課題として取り上げられていますので、コミュニティ協会が作りあげたものと行政がビジョンであるとか指針であるとか作ったものを勉強しながら意識の共有化を図っていきたいと思っております。

（山田委員）

公益認定をとるのは、各区のコミュニティ協会がとるのですか。市のコミュニティ協会はN

P O 法人になっていますよね。

(市民局長)

手法が難しいのですが、各区のコミュニティ協会が財団でまとまって、そこが公益法人の認定を受けたときに、既存の N P O 法人の市コミュニティ協会が合流する仕組みになります。

(山内会長)

ほかにご質問がないようなら、先ほどの大阪市協働指針【基本編】答申の修正が完了しましたので、答申をお渡ししたいと思います。

大阪市長平松邦夫様 平成 21 年 3 月 23 日、本審議会に対し諮問のあった標記について、別紙のとおり回答します。平成 22 年 2 月 19 日、大阪市市民活動推進審議会会長 山内直人

今後、協働指針【実践編】の作成に着手しますが、その間はこの協働指針【基本編】を十分尊重して、大阪市の施策を推進していただきますようお願いいたします。

(市民局長)

昨年の 3 月から精力的にこの審議会あるいはワーキング部会でご審議いただきまして、本日【基本編】をいただきました。

早速本市としても、まずは全庁的な推進体制作りを進めていきます。また、職員研修を実施していきたいと思います。来年度は【実践編】を引き続きご審議いただくこととなりますので、よろしくをお願いいたします。

また、先ほど予算の関係で申しあげましたが、来年度は N P O 法人に対するコミュニティビジネスの関係が雇用関係のほうで出てくると思います。国の重点分野の考え方に社会企業というような概念が出てきております。そういった部分は市民活動担当の予算ではなくて、市民局の雇用・勤労施策担当の予算ということになりますので、全庁的に一回、どういう予算組みになっているのかというのを私どもも分析する必要があるのかなと思っております。あくまでも市民局に市民活動としてついている予算と区役所分ということですので、実はそういう団体との関係というのは各局予算としてこれからも出てくる可能性がありますので、全庁調査で把握できるような仕組みも作っていきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

(山内会長)

ありがとうございました。国のほうでも円卓会議というのが始まっていますし、税制調査会のプロジェクトチームも動き出しています。厚生労働省とかでは新しい公共を受けた雇用創出というのも議論がありますので、そのあたりも考慮してやっていただければと思います。

それでは本日予定していた議題はこれで終了します。本年度の審議会としてこれで最後になります。ワーキングはまた別に関催されると思いますので、よろしくお願いいたします。

皆さん、1 年間ご協力いただきましてありがとうございました。おかげさまで無事答申をお渡しすることができました。来年度も引き続きよろしくお願いいたします。